



江戸時代の問屋商の店頭 (岩波書店『西暦年代記』による)

出資法と利息制限法で異なる貸金業者の貸出上限金利、いわゆる「レゾーン金利」の廃止を金融庁や自民党が検討している。貸出金利を引き下げ、多重債務者問題を減らすのが狙いだ。こうした利息を巡る規制は昔からあった。日本で最初の利息は米の貸し借りに伴うものだったと考えられている。貸し手が種もみを貸し出し、借り手が田にまいて種を育て、収穫

上限金利種もみが始まり

した後に利息分を加えて返済したもので、「日本で種作が始まったところから存在した可能性がある」(北村行伸「橋」大学教授)。「日本書紀」の記述から、7世紀の半にはこうした慣行が定着していたとみられ、8世紀には出挙(すいこ)と呼ばれていた。当時は米で税を納めていたため、税収を確

保する目的で主に政府が国司などの地方官を通して農民に種もみを貸し出していた(公出挙)。兼老令(七五七年)によれば、利息の上限は公出挙で五割、寺院などによる私的な出挙(私出挙)で十割だったようだ。

しかし、返済できなくなつた庶民の一端が各地で相次ぎ、幕府は借金率を引き下げる政策を度々出した。その結果、貸金業者が貸し渋り、金融が停滞したという。江戸時代には問屋商などによる近代的な金融業が発達す

る。原本や御家人相手に貸し出しを行つたのが札差(ふたさし)だ。利息は当初二割程度だったが、幕府がそれより低い水準を上限とし、改革によつてさらに引き下げた。その結果、「札差の多くが商売にならないと店を閉めてしまった」(消費生活アドバイザー

した。当時の利息は年利で六〇〜八四%程度だったとされる。一方、庶民向けには無担保の高利貸しがあった。例えば、露天商などが朝百文借りて夕方には百一文返す「日貸貸し」という借りの場合、利息は年利で三六〇%になった。

明治維新後は一時、法規制がなくなり、貸し手と借り手のトラブルが頻発する。一八七七年に旧利息制限法が制定され、年利二二〇%の上限を超えた場合、超過分は裁判上無効とすることが定められた。しかし、刑事罰がないため、守らない業者が多く、戦後の混乱期にはヤミ金融などによる被害が増えた。そこで一九五四年に現行利息制限法と同時に出資法が制定され、年一〇・九・五%を超える融資に対する罰則規定が設けられた。この上限金利は段階的に引き下げられ、現在は年二九・二%だが、利息制限法との差はまだ残る。

